



相続空家不動産でトラブルに巻き込まれないためのチェックリスト

物件の状態

- ■ 建物に毎月行って空気の入れ替えや草むしりなどの管理している Yes / No
- ■ 建物の火災保険は毎年払っている Yes / No
- ■ 土地建物の固定資産税は毎年共有者全員で分担して払っている Yes / No
- ■ 雨漏り等建物の不具合はない Yes / No
- ■ 部屋の中は片付いており、今すぐにでも人に貸せたり、使える状態である Yes / No
- ■ 隣近所の人とはいつでも話せる状態であり、何か問題があってもすぐに連絡をもらえる . . Yes / No
- ■ 建物に問題があっても相続人の誰かが30分以内に駆けつけることが出来る Yes / No

相続人の状態

- ■ 相続人の中で誰かがその家に1年以内に住む予定である Yes / No
- ■ 遺産分割協議は既に終わって、不動産の相続登記は既に終了していて、住んでいる人若しくは一年以内に住む予定の人の名義になっている Yes / No
- ■ 残される母や父がいる場合でも、今後の介護についての方針が親族間で決まっている . . Yes / No
- ■ 相続人全員の家庭が裕福で実家の土地建物の売却で得られる相続財産の分配は必要ない . . Yes / No
- ■ 相続税の申告が必要な場合、申告は既に完了しており、相続人全員が納税を行っている . . Yes / No
- ■ 相続人の中で音信不通や失踪している人がおらず、通常のコミュニケーションが取れる . . Yes / No
- ■ 相続人の中に障害を持った方や、認知症を患うなど後見を必要とする方がいない Yes / No

精神的な状態

- ■ 相続があってから一周忌を終えていない Yes / No
- ■ 生まれ育った実家の思い出を残すには建物がそのままある必要がある Yes / No
- ■ 相続人の中で一年以内に住む人は現在の建物のリフォーム修繕を行う十分な資金がある . Yes / No

いかがでしたか？NOが多い方ほどトラブルになる可能性が高くなります。

私どもがお会いするお客様でも、「親族が認知症になる前に来てくれたら...」

「親の介護や看護に理解があった親族が活着しているうちに遺産分割をしておけば...」等のケースに多く直面します。空家不動産は資産であるのと同時に、トラブルの原因ともなります。チェックリストを見ていただいた方にお伝えしたい内容を2分の動画におまとめいたしました。ぜひご覧ください。動画は[こちら](#)